

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月30日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月20日 午前 8時30分から 令和 7年11月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年12月 4日 午前10時00分 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年12月24日 午前10時00分 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 5日 午前10時00分から 令和 7年12月 8日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月30日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,190,000 2,552,000	一括	638,000	42,874	0
1	1,370,000				
2	1,820,000				



物 件 目 録

1 所 在 四国中央市妻鳥町字海田
地 番 26番2
地 目 宅地
地 積 520.63平方メートル

2 所 在 四国中央市妻鳥町字海田 26番地2
家屋 番号 26番2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平
家建
床 面 積 137.60平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 約17.8平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月24日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 四国中央市妻鳥町字海田
地 番 26番2
地 目 宅地
地 積 520.63平方メートル
- 2 所 在 四国中央市妻鳥町字海田 26番地2
家屋 番号 26番2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積 137.60平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 倉庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 約17.8平方メートル



令和 7 年（ケ）第 63 号
令和 7 年 8 月 6 日受理
令和 7 年 8 月 29 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 四国中央市妻鳥町字海田
地 番 26 番 2
地 目 宅地
地 積 520.63 平方メートル
- 2 所 在 四国中央市妻鳥町字海田 26 番地 2
家屋 番号 26 番 2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平
家建
床 面 積 137.60 平方メートル



不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		(住居表示未実施)	
土 地		物件 1	
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形 状	☒ 1 4 条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建 物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある — 種 類 : 倉庫 構 造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (未登記) 床面積 : 約 1 7 . 8 平方メートル		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (本件所有者)	1 私は、本件債務者会社の代表者で、本件物件の所有者です。 2 本件物件には、私、二男夫婦とその子及び三男ら8人が住んでいます。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3 本件土地の北西側に存する倉庫（未登記附属建物）は、祖父が約四、五十年前頃に建てたもので、現在は私が所有しています。 当該倉庫は犬小屋として使用しており、現在、犬を7匹飼育しています。それら犬のほとんどは、世話や交配のために知人から預かっているものです。それら犬の預かり等については、事業を行っているわけではなく、あくまでもボランティアとして預かっています。 なお、本件土地の西側付近に存する差し掛け等の部分は、犬の遊び場として利用しています。 4 本件土地の南側部分は、駐車場等として使用しています。 また、南西側付近に存する焼却炉は昔使用していたものです。処分するにも費用を要するため、そのままにしています。 5 本件主である建物については、約三、四十年前頃、システムキッチンや壁紙を交換するなど、台所を一部リフォームしました。 その後、約二十年以上前頃、トイレをリフォームしました。 また、同じ頃、浴槽が破損したため、リサイクルショップで中古品を購入し、私が設置しました。 6 同建物は古い建物であり、全般的に老朽化しています。複数箇所ですでに床抜けが生じており、内壁の一部に損傷箇所があります。 また、台所の天井の焼損痕は、平成の初め頃に、亡妻の不注意により天ぷら油に引火し、ボヤが発生したことによるものです。幸い人的被害はありませんでした。 7 本件物件に関し、リース物件はありません。 8 自然災害については、何十年も前に、2回ほど床下浸水したことがあります。最近はそのような被害はありません。
■ B (本件所有者の親族)	1 私は、Aの二男の妻に当たる者です。 本件物件において、Aらと同居しています。 2 本件主である建物の不具合は、複数箇所です。雨漏りします。 その他は、Aが述べたとおりです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執 行 官 の 意 見



1 本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。

2 【都市計画区分】

四国中央市役所及び同市消防防災センターでの調査によると、本件物件は非線引都市計画区域（用途地域：準工業地域）に位置している。

3 【接 道】

物件1土地の東側において、幅員約3.7mの舗装市道（新浜浜田線・建築基準法42条2項道路（セットバックを要する））に接面している。

4 【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。

(2) 同土地の境界は、現況上、東辺を除き、明らかである。

同土地上の石垣の一部が接面する市道に越境している可能性がある。

なお、法務局には法14条1項地図及び建物図面が備え付けられている。

5 【本件建物の状況・不具合等】

(1) 物件2主である建物は、全体的に経年（登記記録上：昭和45年5月15日新築）劣化が認められたほか、関係人らの陳述のとおり、内壁の一部に破損（写真7番）、複数箇所において床抜け及び軋み等が生じている状況を認めた。その他に、外壁の塗装等の剥落、雨漏り痕、建具の一部破損による開閉不良及び台所の一部で焼損痕（写真11番）が見受けられた。

(2) 未登記附属建物については、建物内に犬シェルターを設置し、複数匹の犬が飼育されている。

なお、固定資産税は課税されていない模様である。

6 【その他】

(1) 物件1土地の西側付近に差し掛け等が存する。

(2) 樹木の一部が隣接地（地番21番）上に越境している。

(3) 石垣の一部が劣化等により、崩落した履歴があるとのことである。

(4) 北側付近のブロック塀に亀裂や剥離等（写真21番）が生じている。

(5) 南西側に使用していない焼却炉（写真18番）が残存している。

(6) 物件2主である建物内には、大量の目的外動産が存する。

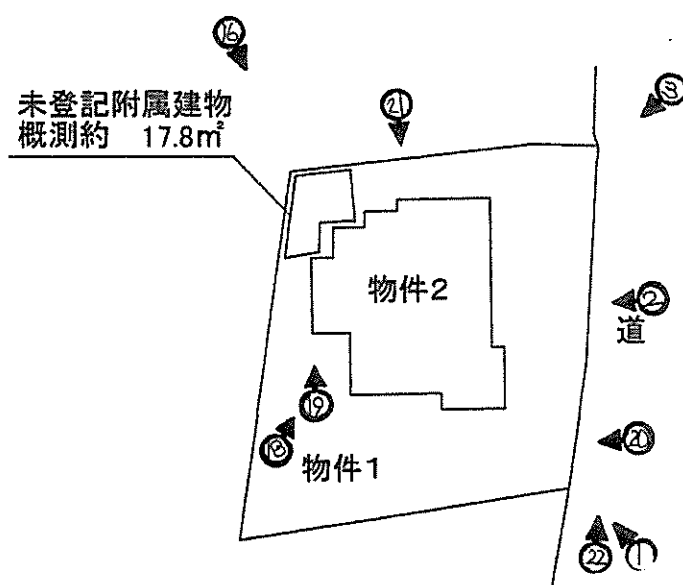
以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 8 月 12 日 (火) 11 : 15 - 11 : 35	四国中央市役所	建物図面等資料収集 公法上の規制等調査
令和 7 年 8 月 12 日 (火) 11 : 50 - 12 : 10	四国中央市消防防 災センター	公法上の規制等調査
令和 7 年 8 月 12 日 (火) 12 : 20 - 12 : 40	松山地方法務局 四国中央支局	公簿公図等調査
令和 7 年 8 月 12 日 (火) 13 : 00 - 13 : 30	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影、 A と面談
令和 7 年 8 月 26 日 (火) 9 : 30 - 10 : 10	物件所在地	立入調査、写真撮影、 B と面談、評価人同行
(特記事項) なし		

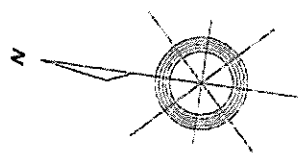
(注) チェック項目中の調査結果は、「**■**」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



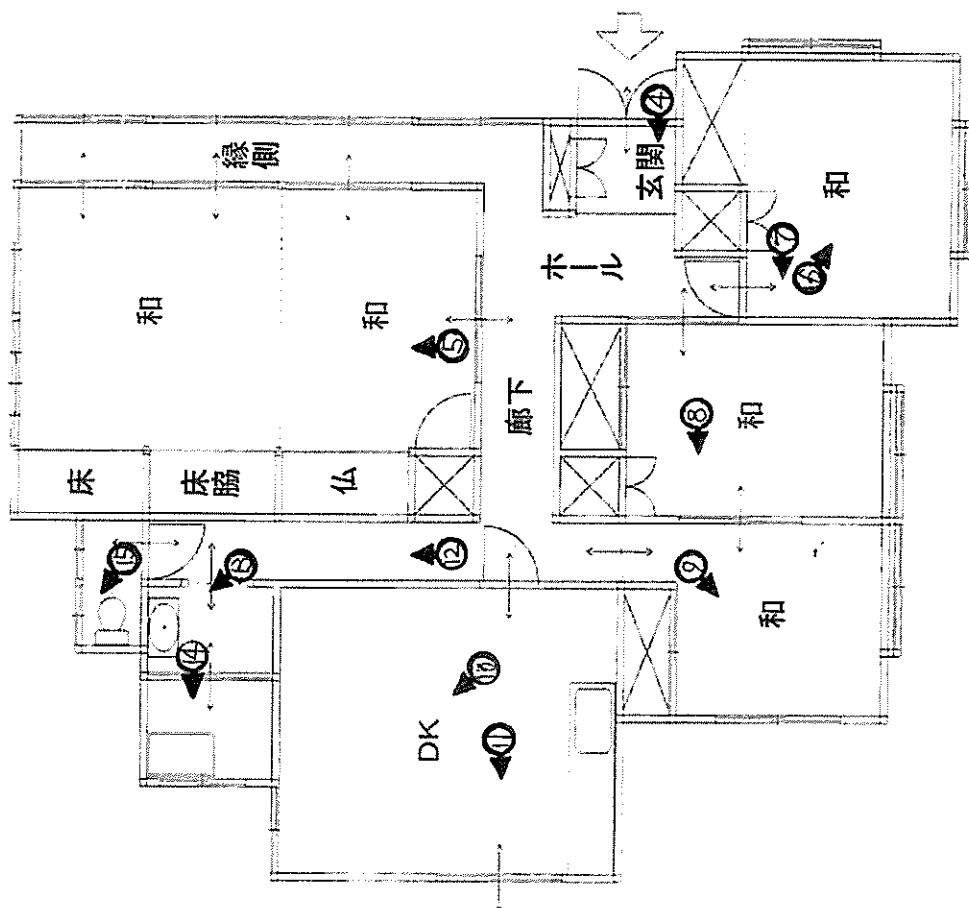
境界は隣地立会によるものではなく、第14条地図、現地調査等から推定したものであり、境界を保証するものではない。

→○は写真撮影方向及び番号を示す。

土地建物位置関係図



未登記附屬建物
概測約17.8m²



主である建物

・○は写真撮影方向及び番号を示す。

令和7年(ケ)63 物件2

圖測概圖取間

1



受命物件の状況

2



物件2主である建物

物件1土地

3



物件2主である建物

4



以下、物件2主である建物内部の状況

5



6



7



内壁の損傷状況

8



9



10



11



焼損痕の状況

12



13



14



15



16

未登記附属建物



17



未登記附属建物（倉庫）内の状況

18

差し掛け



19

差し掛け



20



21



ブロック塀の亀裂等の状況

22

市道



接面道路の状況

令和 7 年（ケ）第 63 号
令和 7 年 8 月 26 日 現地調査
令和 7 年 9 月 3 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
合 田 英 昭

第1 評価額

一括価格	
金 3,190,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,370,000 円
物件2(建物)	金 1,820,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	四国中央市妻鳥町字海田 26番2 宅地 520.63m ²	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	四国中央市妻鳥町字海田26番地2 26番2 居宅 鉄筋コンクリート・コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建 137.60m ²	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
2	以下の未登記附属建物がある（現況調査報告書参照）。 種 類 : 倉庫 構 造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床 面 積 : 約17.8m ² （概測）		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「川之江」駅の南西方・道路距離約 2.3 km 最寄バス停「新浜」の北方・約 530 m (徒歩約7分) (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	近隣の地域は、四国中央市妻鳥町に位置し、市道沿いに、一般住宅や事業所、小工場等が混在する住宅地域である。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 準工業地域 60% 200% なし 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接する (特記事項参 照)。 日影規制 種別 (二) 5mライン : 5時間 10mライン : 3時間	
画 地 条 件	地 積 間 口 奥 行 形 状 地 勢	520.63㎡ (登記記載) 約23.4m (東側) 約21.5m 不整形 (別添「不動産登記法第14条地図写し」参 照) ほぼ平坦	
接面道路の状況	東側が、幅員約3.7mの舗装市道 (建築基準法上の道路) に等高に接面		
土地の利用状況	物件1は、物件2の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上 水 道 あり 都 市 ガ ス なし 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をい い、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、 役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑 義がある場合等をいう。		
特 記 事 項	① 昭和41年の住宅地図及び土地の登記簿によると従前より土地利用の 状態は、宅地であったと推定される。有害物質使用特定施設の届出 はない。 ② セットバックを要する。 ③ 工作物 (差し掛け等) が設置されている。 ④ 樹木の一部が隣接地 (地番21番) 上に越境している。 ⑤ 物件1上の石垣の一部が接面する市道に越境している可能性がある 。また、石垣の一部が劣化等により崩落した履歴があるとのこと である。 ⑥ 物件1の北西側付近に、擁壁が設置されており、亀裂や剥離等が見 られる。なお、ブロック塀の構造が建築基準法等の法令に則ってい るかどうかにについては、専門家の調査を要する。		

	⑦ 物件1上に焼却炉が残存している。なお、現在は使用していないとのことである。 ⑧ 四国中央市教育委員会文化財担当で調査したところ、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないが、周知の埋蔵文化財包蔵地「大江遺跡」に近接するとのことである。文化財保護法96条の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、工事中に遺跡等を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出ることが義務付けられている。
--	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和45年5月15日 新築 経 過 年 数：55年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数を満了
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造 屋 根：陸屋根 外 壁：タイル貼、吹付タイルほか 内 壁：繊維壁、クロス貼、じゅらく壁、タイル貼、板張ほか 天 井：竿縁天井、クロス貼、板張、化粧ボードほか 床：板張、畳、カーペット敷、ビニール床シートほか 設 備：トイレ、浴室、キッチン そ の 他：特別なものはない
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：現況調査報告書参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり なお、競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特 記 事 項	① 建築確認の申請状況は不明である。 ② 外壁及び内壁の一部にクラックがある。 ③ 内壁の一部に破損、剥離等が見られる。 ④ 雨漏りがある。 ⑤ 床の一部が腐食しており、床抜け、軋み等が生じている。 ⑥ 建具の一部が破損しており、開閉不良が生じている。 ⑦ 過去に台所の一部でボヤが発生したとのことである。 ⑧ 物件2について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

区 分	附属建物（未登記）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日：年 月 日 不 詳 新築 経 過 年 数：不詳 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：経済的耐用年数を満了
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造 屋 根：陸屋根 外 壁：モルタル塗ほか 内 壁：モルタル塗ほか 天 井：モルタル塗ほか 床：土間コンクリートほか 設 備：特別なものはない そ の 他：特になし
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途：倉庫 間 取 り：現況調査報告書参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり なお、競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特 記 事 項	① 建築確認の申請状況は不明である。 ② 犬の預かり保護活動をしているため、建物内に犬シェルターを設置しており、複数匹の犬が飼育されている。 ③ 固定資産税は課税されていない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 別 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	17,200	0.81	520.63	0.70	5,080,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 四国中央(県) -3

公示価格等

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$50,400\text{円}/\text{㎡} \times 100 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 288 \approx 17,200\text{円}/\text{㎡}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：画地条件等を考慮した。

◇地 域 格 差：街路条件、交通接近条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差：画地条件(形状、規模、セットバック等)を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態及び取壊し費用等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	区 分	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	主である建物	165,000	137.60	0.01	230,000
	附 属 建 物 (未 登 記)	110,000	17.80	0.01	20,000
				合 計	250,000

ウ 現価率(定額法)

(主である建物)

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用。

経過年数 55年 経済的残存耐用年数 0年 残価率0%

経済的耐用年数を満了しており、0.01 と査定

(附属建物(未登記))

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用。

経過年数 不詳 経済的残存耐用年数 0年 残価率0%

経済的耐用年数を満了しており、0.01 と査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	5,080,000	0.55	法定地上権	2,790,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,080,000	-2,790,000		1.00	0.60	1,370,000
2	250,000	+2,790,000	1.00	1.00	0.60	1,820,000
一括価格(合計)						3,190,000

ウ 占有減価修正： 不要

エ 市場性修正： 不要

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（四国中央（県）－3）

所 在：四国中央市妻鳥町字竹屋敷939番6

価 格：50,400 円／m²

位 置：JR予讃線「川之江」駅の南方約 2.8 km に位置する。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：198 m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南東側 4.0 m 市道

用 途 指 定 等：第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ既存の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件 1 5,997,657 円

物件 2 1,447,281 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

1 受命物件の位置図

2 不動産登記法第14条地図写し

3 建物図面写し・各階平面図

以 上

添付資料



物件 1・2

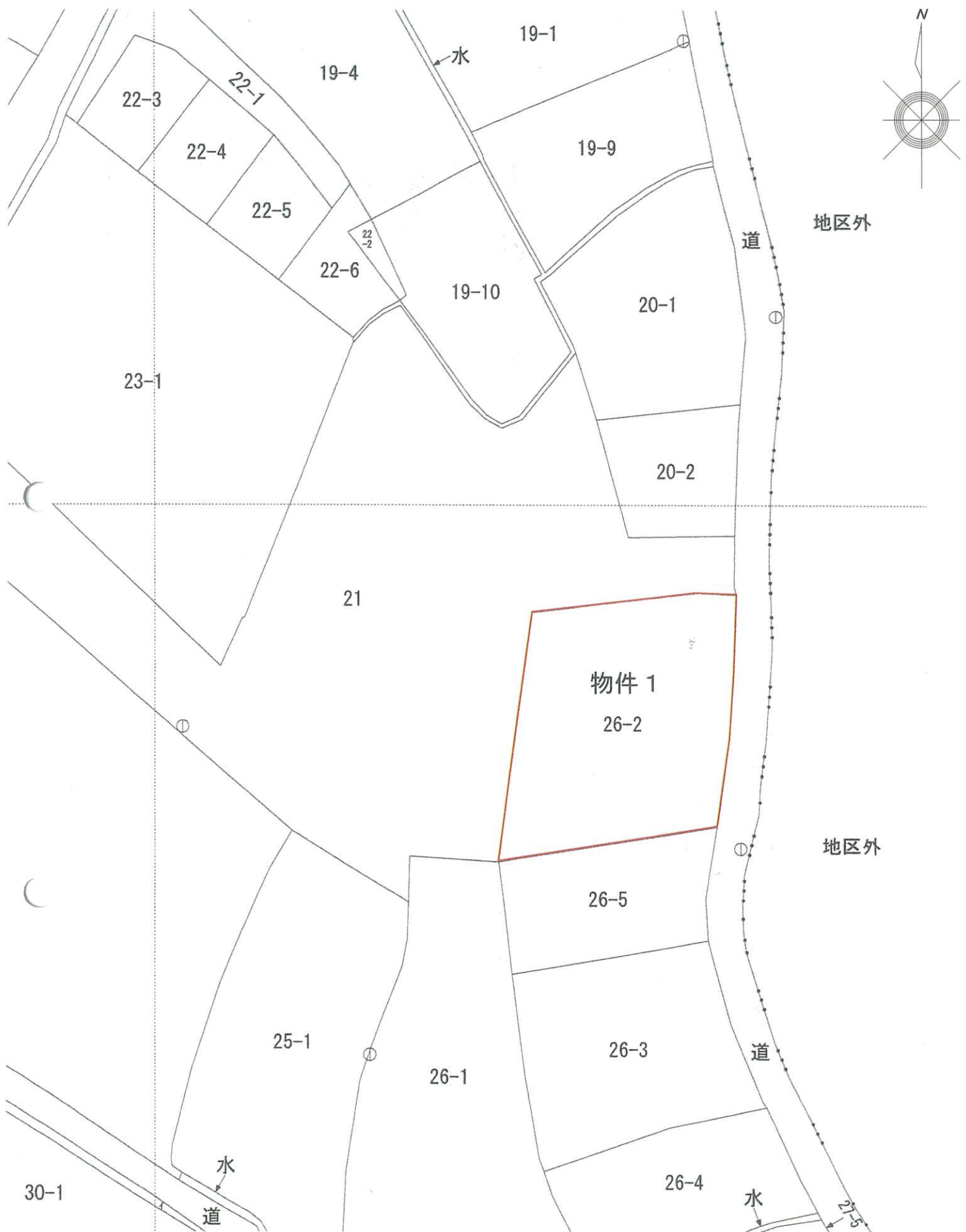
太鼓橋

新浜

1 : 2500

位置図

四国中央市役所『都市計画区域地形図』



1 : 500

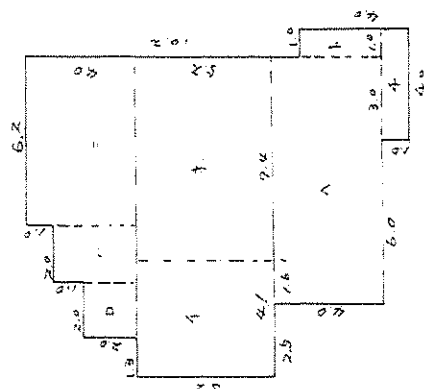
不動産登記法第14条地図写し

各建階物平面圖

家屋番号	26--2	建造物の所在	川之内町喜島町字海田26-2
建物			

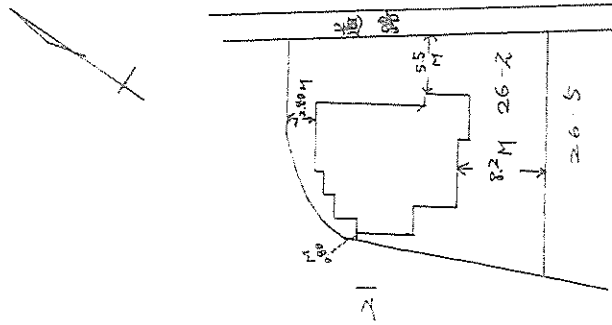
四国中央市妻島町

昭和45年5月18日 作製者 甲 請 人



宋國種水

4	52	x	41	=	2132	116 28 48045.5 15 8125 8
0	20	x	20	=	40	
11	20	x	30	=	60	
1	62	x	40	=	248	
1	74	x	52	=	3848	
1	40	x	90	=	360	
1	10	x	30	=	30	
4	40	x	10	=	40	
						137.60
						72



(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

(543.7 2001)

建物図面写し・各階平面図

縮尺	$\frac{1}{200}$	$\frac{1}{500}$
----	-----------------	-----------------